

羽村富士見サッカークラブ規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本クラブは「羽村富士見サッカークラブ」略称「羽村富士見SC」と称する。

第2条 本クラブの事務所は、代表者宅 東京都羽村市五ノ神1-15-12に置く。

第2章 目的

第3条 本クラブは、サッカーを通じて明るい伸び伸びした青少年の健全育成を図り、サッカーの技術の習得及び向上を目指すと共に進んで普及に努め、協力・共育の心を養う。

第4条 第3条の目的に反する宗教的、営利的、政治的活動は一切行わないものとする。

(2) 他のチームとの練習、親善試合及び遠征試合の実施と参加

第3章 事業

第5条 本クラブ第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 早朝練習及び必要に応じての放課後並びに、土・日・祝日を中心とした練習

(3) 各種大会への積極的な参加

(4) 合宿訓練の実施

(5) 公共団体及び地域自治会等が行う育成事業に対する協力

(6) クラブの強化発展に役立つ行事や部員の親睦及びチームワークに必要と思われる行事には、積極的に取り組むものとする。

第4章 部員

第6条 部員は、クラブの目的と事業に賛同するキッズおよび小学生以上で組織する。

第7条 本クラブに、学年または技術に応じてチームを編成できるものとする。

第8条 部員は、前条によって編成されたチームからキャプテンとサブキャプテンを選出し、監督の承認を得るものとする。

第9条 部員は、部費を納入後スポーツ傷害保険に加入し、必要に応じて他の保険に加入できる。

第10条 部員が傷害事故を受け又は、起こした場合にクラブと契約している保険会社の補償内容とし、クラブでは補償しない。

第11条 部員の移動に自動車を利用し、交通事故を受けたときは自動車保険の補償範囲とし、自動車の所有者と運転者及びクラブでは補償しない。

第5章 入部及び退部

第12条 本クラブの入部は、随時とするが父母又は保護者の理解と同意を必要とし、クラブの指定した用紙に必要事項を記入し、手続きをする。

第13条 前条で入部した部員の父母並びに保護者は、後援会会員（以下「会員」という）となるが、強制するものではない。

第14条 入部を認められた部員は速やかに入会金及び部費を納入し、各事業に参加できる。

第15条 本クラブの退部は随時とするが、書面を持って代表に届け出たときから退部とする。

第16条 部員又は会員が、クラブの目的及び事業に反した行動並びに対面を汚した時は、運営委員会により退部させることができる。

第6章 役員と組織

第17条 本クラブには、代表1名・副代表若干名を置く。

2 代表はクラブを代表し、クラブすべての運営を総括する。

3 副代表は代表を補佐し、代表に事故ある時はその任務を代行する。

第18条 本クラブの運営は、運営委員会が行う。

第19条 運営委員会は、事務局、指導部、審判部で構成する。

2 事務局には、総務・書記・会計をそれぞれ若干名置き、クラブに関する事務処理・広報・会計等の運営に関する事務処理を円滑に推進する。

3 指導部には、監督1名・コーチは必要に応じた人数を置き、サッカー技術を部員に習得させ向上させる。

4 審判部には、審判部長1名を置き各チームに必要な審判部員を募ることができる。

第20条 事務局及び指導部・審判部役員は、互選もしくは推薦とし総会の承認を得るものとする。

第21条 役員の任期は一年とし、再任は妨げない。但し、欠員により就任した役員の任期は前任者の任期の残存期間とする。

第7章 会議と議決

第22条 会議は、総会・臨時総会及び運営委員会とする。

2 総会は、毎年1回代表が召集し事業活動・会計報告及び役員の変更その他クラブ運営の重要議案を審議決定する。

3 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時又は、会員の3分の1以上の要請があった時、代表が召集し開催する。

4 運営委員会は、クラブの執行機関で具体的な運営方針を決定する。
代表が必要に応じて召集し開催する。

第23条 議決は、出席者の過半数を持って決定する。但し、可否同数の時は議長がこれを決定する。

第8章 会計

第24条 本クラブの経費は、部費、助成金、入会金、寄付金等を持ってこれに充てる。

- 第25条 部費は2年生以上月額2,500円、1年生月額2,000円、キッズ1,000円、入会金は2,000円とし、原則として第1回目の練習日までに納入する。
- 第26条 退部の場合は、既に納入された部費について特別の事情がない限り返却しない。
- 第27条 会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終了する。
- 第28条 本クラブに会計監査を置く、監査委員は若干名とする。

第9章 細 則

- 第29条 本クラブの活動に貢献した者、及び優秀な部員として運営委員会が認めた者を賞することができる。
- 第30条 本規約改正及び定められていない事項については、運営委員会の賛成を必要とする。
- 第31条 羽村富士見サッカークラブ後援会々則は、別に定める。

付則

この規約は、1985年9月1日から施行する。

◎1987年3月19日 第4章 第11条加入、 第8章 第25条改正

◎1992年3月22日 第6章 第17条改正

◎1997年3月29日 第8章 第25条改正 1,000円→1,500円
1,500円→2,000円

◎2017年3月25日 第8章 第25条改正 1年生以上月額2,000円、キッズ1,000円

◎2018年3月25日 第8章 第25条改正 2年生以上月額2,500円

◎2024年3月31日 一部文字の削除と訂正をした。部長→代表

村富士見サッカークラブ後援会会則

第1章 名称及び事務所

- 第1条 本会は、「羽村富士見サッカークラブ後援会」（以下「後援会」と言う）と称し、事務所をその年度の会長宅に置く。
- 2 会長はクラブ役員及び後援会会員より選出する。

第2章 目的

- 第2条 本会は、「羽村富士見サッカークラブ」（以下「クラブ」と言う）の運営と活動に対し、援助、協力することを目的とする。

第3章 会 員

- 第3条 クラブ部員の父母、保護者及びOB又はクラブ規約の目的と事業に賛同する者を持って会員とする。
- 第4条 後援会の入会は、クラブ入部と同時に入会となるが強制するものではない。

第4章 役職員とその任務

- 第5条 本会には、役職員として会長1名、指導補助員、審判補助員及びマネジャーを必要に応じ置く。
- 2 会長は後援会を代表し、会を総括する。
- 3 指導補助員は、監督並びにコーチの指示により活動する。
- 4 審判補助員は、監督、コーチ並びに審判部の指示により活動する。
- 5 マネジャーは、クラブの連絡事項並びに部員と会員相互の調整が円滑に行くようパイプ役を果たす者とする。
- 第6条 役職員は互選もしくは推薦とし、総会の承認を得るものとする。
- 第7条 役職員の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、欠員又は年度の途中でその任務についた者は、残任期間とする。

第5章 細 則

- 第8条 後援会費は徴収しない。但し、寄付金等は会長が代表して受領できるものとする。
- 第9条 会議及び議決並びに決定等はクラブ規約の「会議と議決」に準じる。